当院の処方に関する体制について

〇国の施策に従い、「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」の積極的な使用に取り組んでいます。
→【後発医薬品体制加算3（75%以上）算定医療機関】

〇かかりつけ薬局でジェネリック医薬品に変更しやすいように「一般名処方」を行っています。一般名処方を記載する処方箋を交付する場合には、供給状況を踏まえつつ一般名処方の趣旨について簡単にご説明をいたします。

〇医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直しを行い、投薬する薬剤を変更する可能性がございます。変更する場合には適切にご説明をいたします。

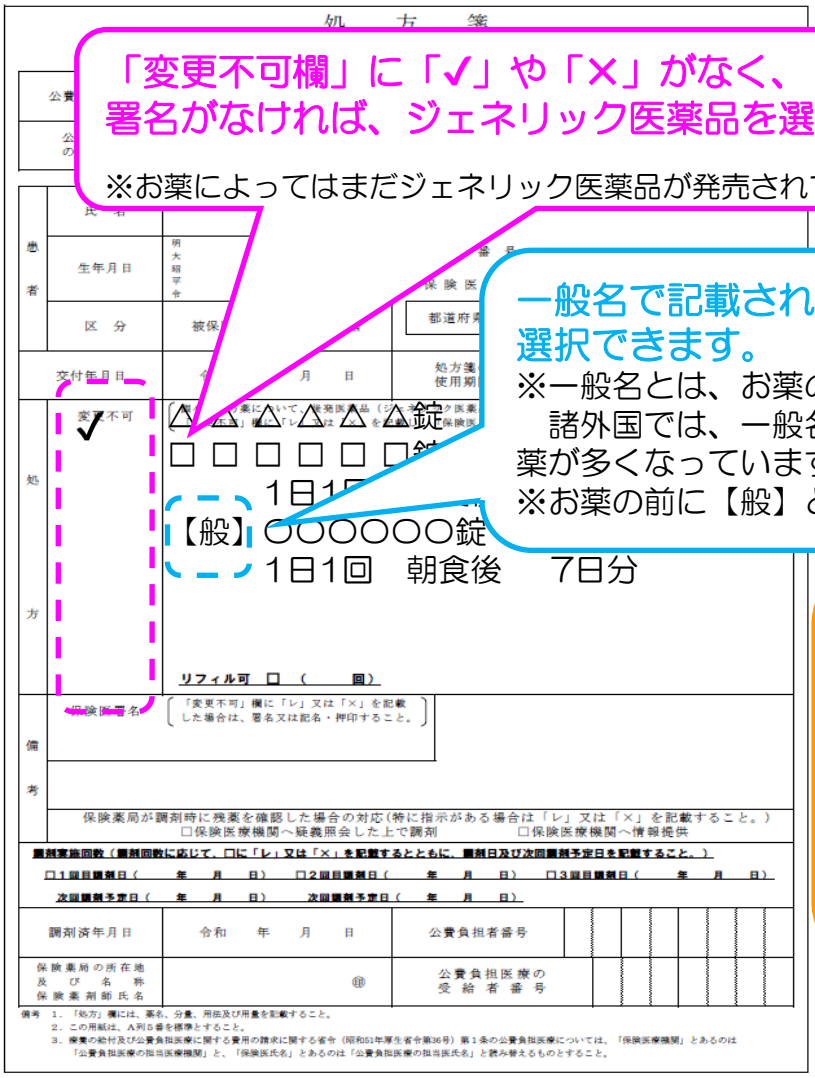

「変更不可欄」に「✓」や「×」がなく、「保険医署名欄」に署名がなければ、ジェネリック医薬品を選択できます。

※お薬によってはまだジェネリック医薬品が発売されていないものもあります。

一般名で記載されていれば、ジェネリック医薬品を選択できます。

※一般名とは、お薬の有効成分の一般的名称です。
　諸外国では、一般名（ジェネリックネーム）で処方される薬が多くなっています。
※お薬の前に【般】と表示されている場合もあります。

ジェネリック医薬品ってどんなお薬？

- 新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で、効き目・品質・安全性が同等なお薬です。
- 新薬より価格が低く設定され、日本の医療費節減にも貢献します。

病院長